

国際日本文化研究センター講堂等使用規則

平成6年	3月	3日	制	定
令和5(2023)年	6月	8日	最終改正	

(趣旨)

第1条 この規則は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）の講堂及びさつきホール（以下「講堂等」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第2条 講堂等は、次に掲げる用途に使用するものとする。

- (1) センターが主催する公開講演会、シンポジウム、研究会、式典等の行事
- (2) センターの職員が主催する講演会、共同研究会等
- (3) センターの職員が主催する福利・厚生活動
- (4) その他前3号に準ずるもので、所長が特に認める場合
(センターの職員以外の者の使用)

第3条 前条に規定するもののほか、人間文化研究機構貸付要領に基づき、所長が、学術・文化の推進に寄与し、かつ、センターの教育研究活動上支障がないと認める場合には、センターの職員以外の者に講堂等を使用させることができる。

(使用料)

第4条 前条の規定により使用させる場合には、次に定める使用料金を徴収する。

- 2 使用料は、建物及び設備に係る使用料、光熱水料等の付帯使用料とし、別表に定めるとおりとする。

(使用料の納付等)

第4条の2 講堂等の使用を許可された者は、前条に定める使用料を使用しようとする日の前日までに納付しなければならない。

- 2 既納の使用料は返付しない。ただし、災害その他使用者の責任によらない事由で使用できなくなったときは、その全部又は一部を返付することがある。

(使用料の特例)

第4条の3 所長が特に必要と認めたときは、使用料の一部又は全部を徴収しないことがある。

(使用時間)

第4条の4 講堂等の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、所長が特に認める場合には、これを変更することができる。

(講堂等を使用できない日)

第5条 講堂等を使用できない日は、次のとおりとする。ただし、所長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

(3) 12月28日から翌年1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項に定める日のほか、所長が特に必要と認めたときは臨時に使用を休止することができる。

（使用届）

第6条 第2条の規定により講堂等を使用しようとする場合は、当該所掌課の長等（以下「所掌課長等」という。）は、原則として使用予定日の2週間前までに講堂等使用届を所長に提出しなければならない。

（使用許可の申請）

第7条 第3条の規定により講堂等を使用しようとする者は、原則として使用予定日の2週間前までに講堂等使用許可申請書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用の許可）

第7条の2 所長は、前条に規定する申請があった場合において、当該申請の内容が適当であると認めたときは、その使用を許可する。ただし、人間文化研究機構貸付要領第5条第3項の各号の規定に違反するおそれがある場合は、使用を許可しないものとする。

（使用変更の手続）

第8条 講堂等使用届を提出した所掌課長等は、使用日時等の変更をしようとするときは、使用開始予定日の1週間前までに講堂等使用変更届を所長に提出しなければならない。

2 講堂等の使用許可を受けた者は、使用の許可を受けた後において、使用日時等の変更をしようとするときは、使用開始予定日の1週間前までに講堂等使用許可変更申請書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用中止の手続）

第9条 講堂等使用届を提出した所掌課長等及び講堂等の使用許可を受けた者は、使用を中止しようとするときは、速やかに適宜の文書により所長に届け出なければならない。

（使用許可の取消し）

第10条 所長は、講堂等使用届を提出した所掌課長等及び講堂等の使用許可を受けた者が講堂等使用届又は講堂等使用許可申請書に虚偽の記載若しくは講堂等使用規則等に違反したときは、使用の途中であっても講堂等の使用中止又は許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により使用の中止又は許可を取り消したことによって使用者に損害を及ぼすことがあっても、センターはその責めを負わない。

（使用上の義務）

第11条 講堂等使用届を提出した所掌課長等及び講堂等の使用許可を受けた者は、講堂等の施設、設備及び備品を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

（使用後の原状回復）

第12条 講堂等使用届を提出した所掌課長等及び講堂等の使用許可を受けた者は、講堂等の使用を終了したときは、速やかに原状に復して返還しなければならない。

（損害賠償）

第 13 条 講堂等使用届を提出した所掌課長等及び講堂等の使用許可を受けた者は、故意又は過失により施設、設備等を損傷し、若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(所長への委任)

第 14 条 この使用規則の実施に関して必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 6 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 17 年 11 月 17 日から施行する。

2 国際日本文化研究センター講堂使用料金規則（平成 6 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元(2019)年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 (2023) 年 6 月 8 日から施行する。

別表（第4条関係）

講 堂 使 用 料 金 表

（1）建物使用料

名 称	使 用 区 分			備 考
	午 前	午 後	全 日	
講 堂	円	円	円	
	(94,600) 89,500	(105,500) 98,700	(149,000) 135,300	
楽 屋	(3,600) 3,500	(4,100) 4,000	(6,300) 6,100	
控室(1)	(2,800) 2,800	(3,200) 3,140	(4,800) 4,700	
控室(2)	(2,700) 2,700	(3,100) 3,040	(4,700) 4,600	
同時通訳室	(200) 150	(240) 180	(410) 280	1室当たり

（摘要）

（1）使用区分は次のとおり

午前 9時～12時

午後 13時～17時

全日 9時～17時

（2）「講堂」には、エントランス、クローク、調光機器室、洗面所、便所その他を含む。

（3）「楽屋」、「控室(1)」、「控室(2)」には、それぞれ廊下、便所を含む。

（4）冷暖房設備を使用する場合は、上段（ ）書きの料金を適用する。

（2）設備使用料

区分	設 備 名	単位	金 額	摘 要
舞 台 設 備	緞帳	1 張	円 15,600	
	変形絞り緞帳	1 張	3,300	
	暗転幕	1 張	680	
	引割幕	1 張	630	
	Horizont幕	1 張	890	

	映写幕	1 張	2,600	スクリーンカーテン付きカットマスク
	音響反射板	1 式	11,200	
	舞台機構操作・制御盤	1 式	1,360	舞台諸幕、音響反射板を使用するときは、必ずセットで使用する。
	演台	1 台	80	
	司会者台	1 台	70	
	討論用演台	1 台	120	1800×530×800 5 台
照 明 設 備	フットライト	1 列	590	埋込型 60W×72 灯
	プロセニウムサスペンションスポットライト	1 列	2,740	ハロゲン 1KW 平凸スポット 8 台 フレネルスポット 8 台
	第 1 サスペンションスポットライト	1 列	2,210	ハロゲン 1KW 平凸スポット 8 台 フレネルスポット 12 台
	第 2 サスペンションスポットライト	1 列	2,210	ハロゲン 1KW 平凸スポット 8 台 フレネルスポット 12 台
	第 3 サスペンションスポットライト	1 列	2,210	ハロゲン 1KW 平凸スポット 8 台 フレネルスポット 12 台
	アップーホリゾントライト	1 列	2,500	ハロゲン 500W フットライト 48 台
	ローアーホリゾントライト	1 列	1,140	ハロゲン 300W 56 灯
	第 1 シーリングスポットライト	1 列	1,620	ハロゲン 1KW 平凸スポット 24 台
	フロントサイドスポットライト	1 列	1,440	ハロゲン 1KW 平凸スポット 18 台
	センターピンスポットライト	1 台	1,610	2KW クセノン
	移動照明器具 (A)	1 台	50	ハロゲン 1KW 平凸スポット

	移動照明器具（Ｂ）	１台	50	ハロゲン 1KW フレネルスポット
	移動照明器具（Ｃ）	１台	30	1KW パーライト
	移動照明器具（Ｄ）	１台	30	500W フットスポット
	移動照明器具用スタンド （Ａ）	１台	20	丸ベース 3 段伸スタン ド
	移動照明器具用スタンド （Ｂ）	１台	70	クランク式 ハイスタンド 5 灯用
	予備照明器具	１台	80	ハロゲン 1KW エリススポット
	照明調光・制御装置	１台	28,700	各種照明器具類を使用 するときは、必ずセット で使用する。こと。
音 響 設 備	ホール音響装置	１台	22,600	
	カセットデッキ	１台	70	
	ＣＤプレーヤー	１台	70	
	ワイヤレスマイク（Ａ）	１本	710	ハンドタイプ
	ワイヤレスマイク（Ｂ）	１本	740	タイピンタイプ
	マイクロフォン（Ａ）	１本	50	ダイナミックマイク、 コード付
	マイクロフォン（Ｂ）	１本	60	コンデンサマイク、コー ド付
	マイクスタンド（Ａ）	１本	20	床置型
	マイクスタンド（Ｂ）	１本	20	床置型 フレキシブル シャフト付
	マイクスタンド（Ｃ）	１本	10	ブーム型
	フォールトバックスピー カー（Ａ）	2 台 1 式	250	フロア置型
	フォールトバックスピー カー（Ｂ）	2 台 1 式	230	スタンド式

	インカムシステム	1 式	950	
	マルチコンセント	4 面 1 式	940	舞台上手、下手 舞台中央後部 客席
	電動 3 点吊りマイク装置	1 式	3,300	Y S S - 3
	ビデオプレーヤー (A)	1 台	190	S P - U マチック
	ビデオプレーヤー (B)	1 台	80	S - V H S
	ビデオプレーヤー (C)	1 台	130	H i 8
	V T R	1 台	670	S P - U マチック
	舞台映像録画装置	1 式	3,020	3 C C D カラービデオ カメラ 2 台
	レクチャー操作卓	1 式	1,460	
映 像 設 備	ビデオプロジェクター	1 式	5,200	ビデオスクリーン付
	スライドプロジェクター	2 台 1 式	3,300	スライドスクリーン付
	映像制御装置	1 式	1,800	映像関係機器を使用する ときは、必ずセットで 使用すること。
そ の 他	同時通訳コンソール	1 式	7,200	
	同時通訳者ユニット	1 台	200	
	同時通訳有線モニター	1 台	20	モニター用イヤホン
	同時通訳無線モニター	1 台	30	同 上
	サイドフォールドテーブル	1 台	30	キャスター付長机 7 台
	肘付椅子	1 台	20	10 脚
	折りたたみ椅子	1 台	10	10 脚

備考

- (1) 音響反射板及び照明設備については、上記の使用料金のほかに、当該設備の使用時間に応じて電気料金を徴収する。

(2) 持ち込み設備・器具がある場合には、当該設備・器具の電気消費量に応じて電気料金を徴収する。

設備使用料の付表

舞台照明機器等を使用した場合の電気料単価表

区 分	電 気 料 (1 時間当たり)	備 考
音響反射板	円 210	
フットライト	70	
プロセニウムスポットライト	240	
第 1 サスペンションスポットライト	300	
第 2 サスペンションスポットライト	300	
第 3 サスペンションスポットライト	300	
第 1 シーリングスポットライト	360	
フロントサイドスポットライト	270	
アッパーホリゾンライト	360	
ロアーホリゾンライト	250	
センターピンスポットライト	30	
移動照明器具 (A) ～ (C)	@20	
移動照明器具 (D)	@10	
予備照明器具 (エリスポット)	@20	